## 託児室管理要領 (例)

### 第1 託児室の運営方針

託児室は、施設の利用者の便宜を図るため、事業参加者及び貸館利用者の子どもを一時的に預かる部屋とする。職員による託児、保護者と子どものみによる使用、部屋の貸出しもできることとする。

なお、託児を受ける子どもが多数の場合は、自主事業にあっては予算の範囲内で 子育てグループやボランティアを要請する等対応し、貸館にあっては、利用団体から託児責任者を補充させることとする。

#### 第2 託児室の使用について

- 1 職員(有資格者:保育士または幼稚園教諭)による託児
  - (1) 託児を受ける日 施設の開館日
  - (2) 託児を受ける時間

午前〇時から午後〇時まで

- %1回につき原則○時間までとする。ただし、そのときの状況に応じ○分を限度として延長することも可とする。
- (3) 託児を受ける子どもの年齢 未就学児
- (4) 託児を受ける人員 その都度協議する。
- 2 保護者のみによる託児及び部屋の貸し出しによる託児 前項(1) $\sim$ (4)については、利用者の責任において対応する。

## 第3 託児の申し込み

託児の申し込みは、当該日の○日前までに、別紙「託児依頼申請書」により申請するものとする。

### 第4 その他

部屋の貸出しにあたっては、「○○要綱」に基づく利用承認申請書により申請する。

# 託児依頼申請書 (兼承認書)

年 月 日

山梨県立男女共同参画推進センター館長 殿

利用団体名 責任者名 住 所 電話番号

次のとおり託児を依頼します。

			午前	ή <u></u>	午前		
利用日時	年	月	日	時から		時ま	で
			午往	<b>发</b>	午後		
承認を受け							
ている部屋			<b>≦</b>	图 利用承認番号	第	_	号

- ・託児を申し込む 子どもの名前・人数・年齢 については、別表にて提出します。 なお、保育者の人数が足りない場合、責任をもって確保します。
- ◎託児を受ける時間(1回につき原則として○時間までです。)

◇午前○:○○~○:○○(○時間まで)◇午後○:○○~○:○○(○時間まで)

(○時から○時を除く)

・託児室利用にあたってのお願い を各保護者にお渡しください。

# 承認書

上記のとおり承認します。

年 月 日 山梨県立男女共同参画推進センター館長 印